

## よくあるご質問とその回答（継続申請用）

番号	質問	回答
1	令和7・8年度の継続申請は、手続を簡略化しようだが、どのように簡略化するのか。	これまで、新規申請の場合と同様の申請書および添付書類が必要でしたが、令和7・8年度の継続申請については、必要書類の提出のみで継続申請をすることができます。ただし、登録内容に変更ある場合は、別途入札参加資格変更申請が必要です。詳しくは提出要領をご覧ください。
2	継続用の登録内容確認書類が送られてきたが、紛失してしまった。どうしたらいいか。	再送または、データをメールにて送信することができますので、お問い合わせください。
3	新潟市入札参加資格登録内容に印刷されている「現在」欄の情報が、今は変わっているが、どうしたらいいか。	印刷されている情報は、令和6年10月9日現在の内容です。その後の変更もしくは変更届の出し忘れがあった場合は、e-NIIGATA「入札参加資格変更申請（物品・業務委託）」から、変更申請を行ってください。 また、令和6年10月9日以後に変更申請を行った場合、お手元の新潟市入札参加資格登録内容に反映されていませんが、随時、変更申請にかかる処理を行っています。
4	継続申請をe-NIIGATAで行った後に登録情報に変更があったが、どうしたらいいか。	e-NIIGATAの入札参加資格変更申請（物品・業務委託）から変更申請を行ってください。
5	登録したい業種を増やしたい。10個以上あるが、どうしたらいいか。	e-NIIGATAの入札参加資格変更申請（物品・業務委託）から変更申請を行ってください。ただし、システムの都合上、業種は10個までしか登録できません。おそれいますが、主な業種を10個まで選んでください。
6	登録したい業種コードが存在しない。	どの業種分類にも当てはまらない物品、業務については、①「その他」の業種コード（物品は1504、業務委託は9999）を記入し、②「その他の詳細」欄に物品名や業務内容を記入してください。（どちらか一方ではエラーになりますのでご注意ください）
7	令和6年11月4日に取得した市税の納税証明書があるが、12月1日以降の申請でも有効か。	「申請月の1カ月前以降に証明されたもの」ですので、12月に申請を行う場合、証明日が11月1日以降であれば有効です。ただし、1月に申請を行う場合は無効となります。この場合、12月1日以降の市税の納税証明書が必要です。 （同様に、登記事項証明書、身分証明書、国税納税証明書は、「申請月の3カ月前以降に証明されたもの」ですので、12月に申請を行う場合、証明日が9月1日以降であれば有効ですし、1月申請に申請を行う場合、証明日が10月1日以降であれば有効です。）

8	暴力団等の排除に関する誓約書及び納税証明書は、e-NIIGATAで添付するほか、別途郵送は必要か。	暴力団排除に関する誓約書、納税証明書（市税・国税）をe-NIIGATAで添付いただいた場合は、郵送不要です。
9	物品に登録することで、業務委託の入札にも参加できるようになるか。	業務委託の入札に参加される場合は業務委託の入札参加資格が必要です。別途申請をお願いします。
10	物品と業務委託、両方継続申請したいが、e-NIIGATAはそれぞれ申請する必要があるか。また書類の添付もそれぞれ必要か。	物品と業務委託は別々の申請のため、e-NIIGATAは、それぞれ申請してください。また、書類の添付も、物品と業務委託それぞれにおこなってください。
11	令和7・8年度の継続申請は、随時受け付けているか。	令和6年12月2日から令和7年1月31日までに申請いただく必要があります。この期間に申請いただかなかった場合、令和7年3月31日で登録が抹消されますので、新規申請をしていただく必要があります。
12	令和7・8年度の新規申請は、随時受け付けているか。	令和6年12月2日から令和7年1月31日までの申請期間のほか、4月、7月、10月、1月に追加申請の受付を行います。申請期間は、提出要領でご確認ください。
13	水道局には別途入札参加資格申請が必要か。	必要ありません。
14	令和5・6年度に新規で登録されたばかりだが、更新手続きは必要か。	現在の入札参加資格の有効期間は令和7年3月31日までですので、引き続き登録する場合は、お手数ですがe-NIIGATAで継続申請手続きをお願い致します。
15	「許認可・登録等の資格を証明するもの」とは、許可証や登録証でなければならないか。	許可証や登録証には限定しませんが、資格取得の事実が確認できる資料をご用意ください。
16	e-NIIGATAによる申請ではなく、紙による申請を行うことはできるか。	原則としてe-NIIGATAによる申請でお願いいたします。ネットワーク環境が無いなどやむを得ない場合は、契約課までお問い合わせください。